

報酬等の支給の基準

「社会福祉法人 松文福社会」  
定款 （抜粋）

（評議員の報酬）

第8条 評議員の報酬については、支給しないものとする。

（役員等の報酬）

第21条 理事及び監事の報酬については、支給しないものとする。